

四国森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和元年7月22日)

開催日及び場所		令和元年6月19日(水曜日) 四国森林管理局 2階A会議室			
委員		齊藤 章 (公認会計士) 中内 功 (弁護士) 楠本 照夫 (税理士)			
審議対象期間		平成31年1月1日～平成31年3月31日			
審議対象案件		83件 うち、1者応札案件 35件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		18件 (抽出率22%) うち、1者応札案件 7件 (抽出率20%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		6件 うち、1者応札案件 3件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件	
	業務	一般競争		2件 うち、1者応札案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		該当なし
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		8件 うち、1者応札案件 4件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし	
		随意契約(その他)		1件	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員らの意見 ・ 質問 それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の入札において、近年1者応札が多くなってきている状況のなか、応札者を募るために何か取組を行っているか。</li>   <li>・ 入札が不落となった際、随意契約を行うか否かの判断は誰が行うのか。</li>   <li>・ ふれあいの郷事業とは、四国森林管理局の所有している土地を一般の方に貸し付け、そこに建物を建て利用してもらう事業と伺ったが、その建物の解体撤去を四国森林管理局が行うのはなぜか。</li>   <li>・ 敷き鉄板を購入しているが、これはどのような目的で使用するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事には標準工期が設定されており、この標準工期に余裕期間を設け、工期を長く設定し発注を行うといった取組を行っている。          また、昨今の人手不足、平成30年度の西日本豪雨による公共事業の増加に伴い、四国森林管理局では今年度に入り入札不調の状態が続いたことから、B等級工事の入札に参加できる者の資格等級の緩和、配置予定技術者に係る条件の緩和、事業者が地域外の工事を受注した際、掛かり増しとなった間接工事費について、変更対象とすることができるといった取組を5月よりホームページ上に掲載し、事業者に周知を行っている。</li>   <li>・ 発注予定業務の事業量、事業期間、予定価格と不落となった者の応札額の値開き等を勘案し、入札執行者（署長等）が判断を行う。</li>   <li>・ ふれあいの郷事業終了に伴い、土地を借りていた方が建てた建物に対し、借地借家法に基づく建物買取請求権が発生し、当方が買い取ったためである。</li>   <li>・ この鉄板は、素材生産事業で利用する林道で使用するために購入したもの。老朽化等により損傷が生じた箇所を敷くことで、木材を運搬するために林道を利用する車両が安全に通行できるようにすること、損傷箇所を拡大させないよう保護することを目的としている。          なお、この鉄板は備品として物品管理簿に登載されており、事業終了後は森林管理署等において適切に管理している。</li> </ul>
	委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし